

2011年12月15日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—国家品質監督検査検疫総局公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第205号)

国家品質監督検査検疫総局、 日本産食品・農産物の輸入時に必要な 「産地証明書」の様式を発表

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家品質監督検査検疫総局はこのほど、『日本の中国向け輸出食品・食用農産物および飼料に係る産地証明書様式および発行機関印章の見本印の印刷・配布に関する通達』(国質検食函[2011]866号、以下、『866号通達』という)を公布しました。『866号通達』は、日本産食品・農産物の輸入時に必要な「産地証明書」の様式について日中政府間において合意が得られたことを受け、その正式な様式を地方検査検疫機関に通知したものです。

中国政府は日本の原子力発電所の放射能漏れ事故を受け、今年3月より日本産の食品・農産物に対して輸入規制措置を実施。当初は福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉の12都県産の「食品、食用農産物および飼料」の輸入を全面的に禁止したほか、上記12都県以外の地域で生産された食品、食用農産物および飼料を輸入する場合に、「日本政府発行の放射性物質検査証明書」および「産地証明書」の提出を義務付けるなど、検疫管理の強化を図っていました。

今年6月に入り、日本政府側の要請を受け、中国政府は『日本の中国向け輸出食品・農産物に対する検査検疫措置の調整に関する通達』(国質検食函[2011]411号、以下、『411号通達』という)を公布し、日本産食品の輸入規制に対する規制を一部、緩和しました¹。『411号通達』では、食品、食用農産物、飼料の輸入につき禁止措置がとられていた12都県のうち、山梨県・山形県を輸入禁止地域から除外し、2011年5月22日以後に生産され、かつ中国側の要求を満たす場合、両県産の食品・食用農産物および飼料の輸入を許可。また一部製品を除き、「放射性物質検査証明書」の提出を免除するなど、手続の簡素化が図られました。ただし日本産のすべての食品、食用農産物、飼料の輸入時に必要となる「産地証明書」については正式な様式が決まっておらず、実務上、大きな障害となっていました。

¹ 『411号通達』の詳細につきましては、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第177号をご参照ください。以下のURLよりダウンロード可能となっております⇒ http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.177.pdf

懸案となっていた「産地証明書」の様式につき、日本・農林水産省は今年11月24日、中国政府側との協議が整ったと発表。公式ホームページ上に「産地証明書」の様式などを公表しました²。この度、国家品質監督検査検疫総局からも『866号通達』が公布されたことにより、日中双方の関係当局において「産地証明書」の様式について明確化が図られたこととなります。

ただし、この度明らかになったのは「産地証明書」の様式のみ。野菜、乳製品、水産物・水生動物、茶葉、果物、薬用植物製品などの一部製品の輸入時に必要となる「放射性物質検査証明書」については、「引き続き中国政府と協議中」（農林水産省の発表³）とされているほか、輸入禁止地域も福島、群馬、栃木、茨城、宮城、新潟、長野、埼玉、東京、千葉の10都県から変更されていないなど、日本産食品の輸入に対しては依然として厳しい規制が敷かれているため、留意が必要です（日本産食品に対する中国の輸入規制措置については図表1参照）。

【図表1】 中国の日本産食品に対する輸入規制措置

地域	品目	規制措置
福島、群馬、栃木 茨城、宮城、新潟 長野、埼玉 東京、千葉	食品、食用農産物、飼料	✓ <u>輸入禁止</u>
上記10都県以外	野菜およびその製品、 乳および乳製品、水産物 および水生動物、茶葉お よび製品、果物および製 品、薬用植物製品	✓ 日本政府発行の <u>放射性物質検査証明書</u> 、 <u>産地証明書</u> の提出が必要。
	上記以外の食品、 食用農産物、飼料	✓ <u>産地証明書</u> の提出が必要。

【その他規制措置】

- ✓ 輸入品に対して放射性物質の検査・測定を実施。合格した場合のみ輸入可能。不合格の場合は規定に基づき公表。
- ✓ 水産物（HSコード：0302110000－0307999090、1212201010-1212209090、1603000090-1605909090）は事前の検疫手続が必要。『入国動植物検疫許可証申請表』を提出し、産地・輸送経路を明記する必要がある。なお、水産物の日本から中国への輸出に係る証明書については水産庁のHPを参照（<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/export/chinashoumei.html>）。
- ✓ 各地の検査検疫機関はすべての日本の対中国食品国外輸出業者もしくは代理業者に対して届出管理を実施。
- ✓ 日本食品の輸入業者は輸入および販売記録制度を確立し、日本の対中国輸出食品の名称、規格、数量、生産期日、生産もしくは輸入ロット番号、品質保証期限、輸出業者もしくは購入者の名称および連絡先、納品日等の内容の記録が必要。

【注意】輸入品に対する検疫措置などは地域によって異なる可能性もございます。本情報は現時点での参考情報としてお取り扱いください。

（『日本からの輸入食品・農産物に対する検査検疫監督管理をさらに強化することに関する公告』（2011年第44号）および『411号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

² <http://www.maff.go.jp/j/press/soushoku/kaigai/111124.html>

³ 注2に同じ。

日本・財務省の発表によると、日本における2011年10月の中国向け食料品輸出額は前年同月比74.5%減の20億9千万円。日本の中国向け食料品輸出額は今年4月以降、中国側の輸入規制措置に伴い、前年を大きく割り込んでいます。

しかしこの度、日中双方で日本産食品の輸入手続時に必要な

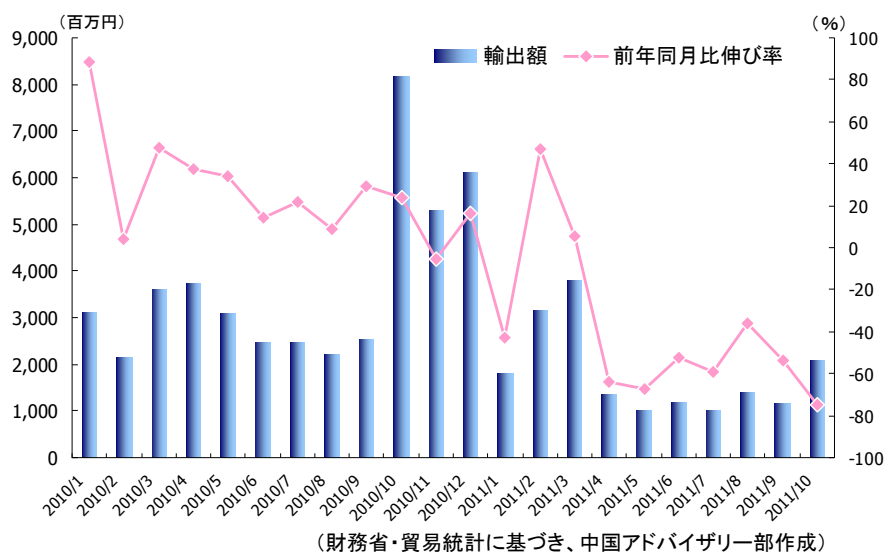
「産地証明書」の様式が正式に決定し、日本食品の輸入が実務上、本格的に再開したことから、こうした状況が好転に向かうのではないかと期待されています。

ただし日本政府側は中国政府要人との会談の場において、食品輸入規制措置の全面解除を要請しているものの、中国政府側は日本産食品の輸入に対しては依然として慎重な姿勢を崩しておらず、全面的な輸入再開にはまだ時間を要すものと推察されます。このため中国側の対応については、引き続き今後の経済情勢や政策動向を注視していく必要があります。

『866号通達』の詳細につきましては、以下にございます日本語訳(仮訳)および4ページ以降にございます中国語原文をご参照ください。

なお、関連措置につきましては今後の情勢に伴い、法令や規制が改訂・変更される可能性もございます。今後、追加の情報を入手次第、随時ご案内させていただきます。

【図表2】日本の中国向け食料品輸出額(2010年1月～)



国家品質監督検査検疫総局

国質検食函[2011]866号

『日本の中国向け輸出食品・食用農産物および飼料に係る
産地証明書様式および発行機関印章の見本印の印刷・配布に関する通達』

各直属検査検疫局：

近日、日本駐在中国大使館が総局に対して、総局の審査を経て認可を受けた日本の中国向け食品、食用農産物および飼料の産地証明書様式（別添1参照）ならびに発行機関の印章見本印（別添2参照）を提出したため、ここに各局に印刷、配布する。各局は、総局の関連する規定および要求に基づき、中国向け輸出が許可されている日本の食品、食用農産物および飼料に対して検査、検疫、監督管理を実施し、かつ関連する証明書の確認検査業務を遂行しなければならない。

各局は執行過程において問題があった場合、遅滞なく処理し、かつ総局に報告すること。

別添1 ： 日本の中国向け食品、食用農産物および飼料の産地証明書様式（略）
<http://www.aqsiq.gov.cn/qyhypd/spyl/jckspaq/201112/P020111206594446936291.pdf>

別添2-1 ： 日本の中国向け食品、食用農産物および飼料の産地証明書発行機関の印章見本印（略）
<http://www.aqsiq.gov.cn/qyhypd/spyl/jckspaq/201112/P020111206594447433535.pdf>

別添2-2 ： 日本の中国向け食品、食用農産物および飼料の産地証明書発行機関の印章見本印（略）
<http://www.aqsiq.gov.cn/qyhypd/spyl/jckspaq/201112/P020111206594448123495.pdf>

別添2-3 ： 日本の中国向け食品、食用農産物および飼料の産地証明書発行機関の印章見本印（略）
<http://www.aqsiq.gov.cn/qyhypd/spyl/jckspaq/201112/P020111206594448201661.pdf>

2011年11月22日

【 解説・日本語仮訳 ： みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 佐藤直昭 】

国家质量监督检验检疫总局

国质检食函[2011]866 号

《关于印发日本输华食品食用农产品及饲料原产地证明样本及签发机构签章样章的通知》

各直属检验检疫局：

近日，日本驻华使馆向总局提交了经总局审核并认可的日本输华食品、食用农产品及饲料原产地证明样本（附件 1）和签发机构签章样章（附件 2），现印发各局。请各局按照总局有关规定和要求，对允许输华的日本食品、食用农产品及饲料实施检验检疫监管，并做好相关证书核查工作。

各局在执行过程中遇到问题，请及时处理并报告总局。

附件 1 ：日本输华食品、食用农产品及饲料原产地证明样本

<http://www.aqsiq.gov.cn/qyhypd/spyl/jckspaq/201112/P020111206594446936291.pdf>

附件 2-1 ：日本输华食品、食用农产品及饲料原产地证明签发机构签章样章（略）

<http://www.aqsiq.gov.cn/qyhypd/spyl/jckspaq/201112/P020111206594447433535.pdf>

附件 2-2 ：日本输华食品、食用农产品及饲料原产地证明签发机构签章样章（略）

<http://www.aqsiq.gov.cn/qyhypd/spyl/jckspaq/201112/P020111206594448123495.pdf>

附件 2-3 ：日本输华食品、食用农产品及饲料原产地证明签发机构签章样章（略）

<http://www.aqsiq.gov.cn/qyhypd/spyl/jckspaq/201112/P020111206594448201661.pdf>

二〇一一年十一月二十二日

【附件 1】

Certification of the Place of Origin
for the Import into the People's Republic of China
 （对中华人民共和国出口产品原产地证明书）
Food and Feed of Japan
 （日本国食品及饲料品）

Invoice Number（发票号码） ●●●● Declaration Number（证明书号码） ●●●●

Country of dispatch（出口国）： Japan

Central Competent authority（主管部门）： 国家的机构出具的，国家的登记机构名、部门名

Local Government（地方政府）： 都道府县的机构出具的，都道府县的登记机构名、部门名

Name of Products（产品名称）： 产品名

Products and Package（产品及包装）： 产品的种类及包装状态

Embarkation（出口地）： 日本的港口，Japan

Destination（目的地）： 中国的港口，China

Producing district（原产地）： 产品的制造地（○○县），prefecture, Japan

Producing district of a main material（产品主要加工原料的产地）

主产品主要原料的产地（○○县）prefecture, Japan(or name of country)

Methods and Routes of Transportation of products between the producing district, embarkation place and the destination in China

（从生产地区到发货地和中国目的地的运输方式及路线）

生产地、出港地、中国的目的地间的产品的运输线路、方法

（县（制造地）→（车辆运输 by road through ○○prefecture）→△△县（出港地）、
○○港（出港地）→（海运 by ship）→○○港（进港地）

Methods and Routes of Transportation of a material between the producing district and establishment

（加工原料产地到加工厂的运输路线）

从主要原料产地到加工地的路线和方法

○○县→（车辆运输 by road through ○○prefecture）→△△县

Name and Address of Establishment（加工厂名称及地址）：

○○社

○○县△△市□□

Name of Exporter（出口商）： ○○商事

Name of Consignee（进口商）： △△公司

Quantity and Weight（数量和重量）： ●●c/s, ●●●kg

Date of Production（生产日期）： ●/05/2011

Exporter（出口商）：

Name（名称）：〇〇商事

Address（地址）：〇〇県△△市□□

Country（国家）：Japan

Consignee（进口商）：

Name（名称）：△△公司

Address（地址）：〇〇県△△市

Country（国家）：China

Authorized by（授权签发人）：

Name（姓名）：证明机构代表人姓名（山田一郎）

Position（职位）：证书出具机构名、部门名（〇〇県農政部長），Japan

Stamp（盖章）

盖章

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。